

## 2014年11月通常会議 議案と請願不採択に対する反対討論

2014年12月19日

佐々木 松一

私は日本共産党大津市会議員団を代表いたしまして、

- [議案第183号](#) 平成26年度大津市一般会計補正予算（第6号）、  
[議案第187号](#) 平成26年度大津市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、  
[議案第192号](#) 大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について、  
[議案第195号](#) 大津市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について、  
及び、  
[議案第206号](#) 大津市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、  
[議案第211号](#) 指定管理者の指定について（大津市総合保健センターの運動実践室及びトレーニングルーム）、  
[議案第215号](#) 指定管理者の指定について（スカイプラザ浜大津）、  
[議案第216号](#) 指定管理者の指定について（大津市伝統芸能会館）、  
[議案第217号](#) 指定管理者の指定について（志賀聖苑及び大津聖苑）  
及び、  
[請願第9号](#) 学区内幼児教育施設存続および幼保一体化施設への転換を求めることについて、  
[請願第10号](#) はり・きゅう・マッサージ施術費助成制度の見直しに関することについて、

以上、議案9件及び請願2件に対する委員長報告に対する反対討論を行います。

まず、議案第183号 平成26年度大津市一般会計補正予算（第6号）についてですが、（仮称）市民病院経営形態検討委員会の関連経費は、議案第192号 大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について、と関連する補正予算であります。一般質問でも指摘がありましたが、現在の、公立病院の経営の困難さは、政府の医療費抑制政策のもとで起きていることであり、余儀なくされてとはいえ、採算性重視の面からの独立法人化は、公的病院として果たしてきた多くの役割を失うことになるのではないかと懸念するものです。独立行政法人化ありきではないとの説明であります。慎重な検討をした上で、市民的理解が必要なものであるにもかかわらず、新病院あり方検討会議の提言を是認するためのものであることは、わずか4日間の審議期間や、この間の当局の説明から明らかであり、本補正予算と議案第192号について反対するものであります。

次に、社会保障・税番号制度、マイナンバー対応推進に係る経費の補正については、日本共産党は、マイナンバー制度そのものに対して、セキュリティ上、及び個人情報保護などの問題点があると考えるもので、反対するものです。

あわせて、議案第195号 大津市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定についても、社会保障・税番号制度の運用に関わる条例改正であり、反対するものです。

さらに、本補正予算中には、債務負担行為において、指定管理に係るものが計上されています。そ

れぞれ指定管理議案とあわせて討論いたします。

議案第 215 号 スカイプラザ浜大津の指定管理者の指定について、及び議案第 216 号 伝統芸能会館の指定管理者の指定については、市民の中での文化活動の振興、普及、発展に寄与する施設であり、民間事業者に丸投げするのではなく、大津市として文化振興の政策を持ち、その一翼として活用を図るべき施設であります。このような点で、指定管理になじまないと考えるものです。

また、議案第 217 号 志賀聖苑、大津聖苑の指定管理者の指定については、地域事業者やシルバー人材センターの仕事として、地元雇用などを積極的に生かしていくことが必要であり、専門的な労務管理運営などは部分委託というやり方で対応するべきと考えるもので、この指定管理に反対するものです。

大津市総合保健センターの運動実践室及びトレーニングルームの指定管理については(議案第 211 号)、市民の健康づくりのために市が設置した施設であり、特定健診などと連動して市民の健康増進に、市が直接責任を負うべき内容であり、安易に指定管理とすべきでないと考えます。現在、指定管理制度が適用されている施設が 2 順目、3 順目となる中で、さまざまな問題点が指摘されていますが、指定管理は、結局行政と市民を遠い関係に追いやるものであり、ひいては市の管理責任意識すら希薄にさせるものであります。地方自治体の住民の福祉と健康に責任を負うという立場からも、こうした指定管理に係る債務負担行為に反対であります。

次に、議案第 187 号 平成 26 年度大津市介護保険事業特別会計補正予算(第 3 号)については、介護保険における利用者負担の引き上げの制度改定に対応したシステム改修のための経費を組んでいることから反対いたします。

次に、議案第 206 号 大津市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてであります。結局市民の負担増大となるものであり、実質賃金が連続して低下している現状で、いま行うべきものではないと考えるもので、反対いたします。

次に、請願第 9 号 学区内幼児教育施設存続および幼保一体化施設への転換を求める、ということについてであります。日吉台住民の皆さんのまちを衰退させたくないという切実な要望に基づくものであります。

こうした公共施設の統廃合などは、地域住民の願いに耳を傾け、何よりも住民合意のもとに解決策を見出すべきです。また、大津市においては、1 学区 1 幼稚園を原則とした幼児教育施設がとられてきました。今回の日吉台からの請願を不採択とするということは、事実上の拙速な方針転換を意味することになり、慎重な対応が必要であると考えます。

さらに、わが大津市は、ニュータウンが次々と誕生をして、人口が増え発展もしてきたのですが、こうしたニュータウンは同時代の人によって占められており、時の流れの中で、まち全体が高齢化にさらされています。これは日吉台に限ったことではなく、大津市全体の少なからぬ地域で、いま顕在化しており、かつ将来起こることが明らかであります。

したがって、今後、大津市が解決していかなければならない大きな課題の先鞭的な例としてこの請願を受け止め、総合的かつ長期的な解決策をこそ急ぐべきであり、少なくともそれまでの間、日吉

台の衰退にならぬよう市は努力すべきです。よって、本請願は採択すべきであり、不採択とすべきとした委員長報告に反対をいたします。

最後に、請願第10号 はり・きゅう・マッサージ施術費助成制度の見直しに関することについてであります。高齢者に占める利用者の比率が低いことを理由としていますが、高齢者全体が急速に増大する中で、高齢者の健康維持の方法も多様になっているのですから、比率が下がるのは当然であり、利用者の数そのものが減っているわけではありませんから、この理由は当たりません。

また、当局は削減に代わるものを用意すると言いながら、結局それを具体的に示すことなく、まず削減ありきであります。2回の施術を1回にすることで、半額の経費削減はできますが、その健康維持効果は、削減額以上に縮小されてしまうことも明らかとなっています。請願にあるように、月2回の施術が受けられるよう補助することを求める請願は、正当性があるものと考えます。よって、不採択とすべきとした委員長報告に反対いたします。

以上で私の反対討論を終わります。